

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則13-118

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、条例第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、要介護者（条例第9条の3第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する会計年度任用職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）のある会計年度任用職員（会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第10条第1項第18号を除き、以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間</p>	<p>(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、条例第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、要介護者（条例第9条の3第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する会計年度任用職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）のある会計年度任用職員（会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第10条第1項第18号を除き、以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間</p>

をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。）第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。）が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「3歳に満たない子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（特別休暇）

**第10条** 会計年度任用職員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は当該各号に定める期間とする。

(1)～(15) (略)

(16) 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母  
その他人事委員会で定める者が負傷又は疾病のため看護（中学校就学の始期に達するまでの子については、疾病の予防を図るた

をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。）第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。）が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（特別休暇）

**第10条** 会計年度任用職員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は当該各号に定める期間とする。

(1)～(15) (略)

(16) 看護等（次のいずれかに該当する場合に限る。以下同じ。）のため、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 一  
の年において5日（中学校就学の始期に達

めに必要なものとして人事委員会が定める世話を含む。以下同じ。)を必要とする場合で、当該職員が看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の会計年度において5日(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日(5日は当該子の看護を必要とする場合に限る。))以内で必要と認める期間

(17)～(18) (略)

2～5 (略)

(特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認の決定等)

第15条 (略)

するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日(5日は当該子等の看護等の場合に限る。))以内で必要と認める期間

ア 当該職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者が負傷又は疾病のため看護(中学校就学の始期に達するまでの子については、疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める世話を含む。以下同じ。)を必要とする場合

イ 子等が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合又は当該子等が在籍する学校等の休業に伴う当該子等の世話をを行う場合

(17)～(18) (略)

2～5 (略)

(特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認の決定等)

第15条 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等)

**第15条の2** 配偶者等(条例第9条の3第4項に規定する配偶者等をいう。)が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等(条例第16条の2第1項に規定する介護両立支援制度等をいう。)の請求又は申出に係る意向確認等については、一般職常勤職員の例による。

**2** 介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備に関する措置については、一般職常勤職

<p>(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等の特例)</p> <p><b>第 16 条</b> (略)</p>	<p><u>員の例による。</u></p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等の特例)</p> <p><b>第 16 条</b> (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。